意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号)(第三条関係)

2	第 三一通はしの該の無三 登・常そて又意い効十無 録前二実のいは匠ず審 の二 施意るそ又れ判	4 2・3 (補 に 対 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		
	(略) 判の請求登録前の実施による通常 本の事業の準備をしているものは、 その事業の準備をしているものは、 その事業の準備をしているものは、 を可言に及び事業の目的の範囲内におる意匠及び事業の目的の範囲内にある意匠の実施である意匠の実施である意匠登録を無効にした際現に存する意匠登録を無効にした際現に存する。 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	るまでその意匠登録出願却下決定不服審判を請求、 意匠登録出願人が第一(略)	改正案	
	る場所実施権) る通常実施権) る通常実施権) る通常実施権について、 意匠登録無効審判の請求の をは専用実施権について なは専用実施権について をは専用実施権について をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用実施権についての をは専用を をはある意匠権についての をはある通常実施権)	願の審査を中止しなければな求したときは、その審判の審一項の規定による却下の決定		
	(無効審判の請求登録前の実施に関係をしているものは、その実施又は構をしているものは、その実施又は備をしているものは、その実施又は構をしているものは、その実施又は無効にした際現に存する専用実施権効にした際現に存する専用実施権の目的の範囲内において、当該当時である。 (無効審判の請求の登録前にその無効にした際現に存する専用実施権の問題を表する。 (略) (無効審判の請求登録前の実施による。 (略) (無効審判の請求登録前の実施による。 (の) (の	(補正の却下) (補正の却下) (補正の却下)	現	
	(略) (略) (略) (の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の対力を有する通常実施権を有する者であって、第四十八条第一項の対力を有する通常実施権を有する通常のののので、日本国内において、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当するをしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無いての第二十八条第三項において、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当すの審判の請求の登録前の実施による通常実施権(略) (略) (略) (略)	ならない。 審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければに対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定・3 (略)(補正の却下)	行	

3| らず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合 場合であつて持分の定めがあるときは、 を乗じて得た額とし、 第一項の登録料は、 意匠権が国と国以外の者との共有に係る 国以外の者がその額を納付しなければな 第一項の規定にかかわ

4| 5 |

略

拒絕查定不服審判

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不 以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。 服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日

2 間の経過後六月以内にその請求をすることができる。 ができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなく なつた日から十四日 (在外者にあつては、二月) 以内でその期 きない理由により前項に規定する期間内にその請求をすること 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することがで

補正却下決定不服審判)

第四十七条 があつた日から三十日以内に補正却下決定不服審判を請求する た者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達 ことができる。 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受け ただし、 第十七条の三第一項に規定する新たな

> を勘案して政令で定めるものに属する意匠権には、 人をいう。 成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法 以下同じ。) であつてその業務の内容その他の事情 適用しない

- 3| だ 共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る意匠権 第 一項の規定は、 適用しない。 国と前項の政令で定める独立行政法人との
- 4 同じ。) がその額を納付しなければならない。 国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 める独立行政法人をいう。 行政法人以外の者をいう。 て同じ。) 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に 第一項の登録料は、 との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは と国等以外の者 (国及び第二項の政令で定める独立 意匠権が国等 以下この項及び同条第五項において 第六十七条第三項及び第五項におい (国又は第1 |項の政令で定 国等以外の者
- (略)

5 |

拒絶査定に対する審判)

第四十六条 服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日 以内に審判を請求することができる。 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不

2 日から十四日 (在外者にあつては、二月) 以内でその期間の経 ないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた 理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができ 過後六月以内にその請求をすることができる。 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。た た者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達 第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をし 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受け

- 前条第二頁)見ごは、捕三叩に戻ごに及署=意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

る。2.前条第二項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用す

(意匠登録無効審判)

求することができる。 その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判の請第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、

するものは、利害関係人に限り請求することができる。 されたときに限る。) 又は前項第三号に該当することを理由と条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反して意匠登録が前項第一号に該当すること (その意匠登録が第十五2) 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、

ことができる。 3 意匠登録無効審判は、意匠権の消滅後においても、請求する

し登録した権利を有する者に通知しなければならない。 を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関4 審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、その旨

(審査に関する規定の準用)

審決をするときは、この限りでない。

審決をするときは、この限りでない。

審決をするときは、この場合において、第十二条において準用する。十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは、「第五所審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不

たときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判を請求に準用する。

(意匠登録の無効の審判)

- 匠登録を無効にすることについて<mark>審判</mark>の請求することができ第四十八条 - 意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意

できる。 2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することが

録した権利を有する者に通知しなければならない。 該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当

(審査に関する規定の準用)

とする。「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるもの「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるもの四項中「第四十七条第一項の審判を請求したとき」とあるのは第一項の審判に準用する。この場合において、第十七条の二第第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、第四十六条

き旨の審決をするときは、この限りでない。する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべあるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用2.第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由が

| 「項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した||3||特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、第四十六条第||

場合に準用する。

(補正却下決定不服審判の特則)

官を拘束する。 旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査第五十一条 補正却下決定不服審判において決定を取り消すべき

特許法の準用)

替えるものとする。

替えるものとする。

替えるものとする。

替えるものとする。

「担絶査定不服審判及び第二項、第百三十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第一一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第一点、第百五十六条から第百五十八条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百五十五条第一項及び第二一次のは、「拒絶査定不服審判及び前三十四条まで、第百五十五条第一項及び第二月、第二項第一号を除く。)から第百三十四条まで、第百三十一条の二(第二項第一号を除く。)から第百三十四条まで、第百三十二条 特許法第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一

(審判の規定の準用)

審判の確定審決に対する再審に準用する。第五十七条第二十七条第一項及び第三項の規定は、拒絶査定不服

する再審に準用する。
2 第五十一条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対

(特許法の準用)

は、再審に準用する。第五十八条「特許法第百七十三条及び第百七十四条第四項の規定

の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条ま第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十三条2 特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文、

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

査官を拘束する。 き旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審第五十一条 第四十七条第一項の審判において決定を取り消すべ

(特許法の準用)

第五十二条 又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第 とあり、及び同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項 の場合において、同法第百六十一条中「第百二十一条第一項」 の関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。こ ら第百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟と 第一項及び第二項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百 び第四項、 条から第百三十三条の二まで、 六十条第一項及び第二項、第百六十一条並びに第百六十七条か 項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。 特許法第百三十一条第一項及び第二項、 第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条 第百三十四条第一項、 第百三十二 第三項及

(審判の規定の準用)

一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。第五十七条第五十条第一項及び第三項の規定は、第四十六条第

対する再審に準用する。
2 第五十一条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に

(特許法の準用)

は、再審に準用する。第五十八条 特許法第百七十三条及び第百七十四条第五項の規定

五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第四項、第百三十特許法第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百

2

替えるものとする。

「担絶査定不服審判」と読み審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。には、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。第百五十六条から第百五十八条まで、第百五十五条第一項、で、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、

- 定審決に対する再審に準用する。4 特許法第百七十四条第二項の規定は、意匠登録無効審判の確

(審決等に対する訴え)

第五十九条

(略)

条(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第百八十一条第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、出訴の通知2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)

(証明等の請求)

閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の第六十三条(何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明

匠法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。 「一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審にの規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審にの規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に一条、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百二十三条。第百三十三条。第百三十三条。第百三十三条第三項及び第四項、第百三十三法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

判の確定審決に対する再審に準用する。4 特許法第百七十四条第三項の規定は、第四十八条第一項の審

(審決等に対する訴え)

第五十九条 (略)

の訴えに準用する。
(審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項が第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及

(証明等の請求)

閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の第六十三条(何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明

きは、この限りでない。ついては、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるとることができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本にした部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求す

·二 (略)

れていないものあって、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がさい。 拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係る書類で

載された旨の申出があつたもの四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参四、意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に

2・3 (略) 五・六 (略)

(手数料)

第六十七条

(略)

が国であるときは、適用しない。 3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者| 2 (略)

料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以る。) は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は「係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者(5)4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有 5

きは、この限りでない。ついては、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるとることができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本にした部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求す

一・二 (略)

されていないものであつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録が、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判に係る書類

が記載された旨の申出があつたもの法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密(不正競争防止法(平成五年再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者の第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する

五・六 (略)

2・3 (略)

第六十七条 (略)

する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額ものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定める以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者との意匠権又は意匠登録を受ける権利が国等と国等以外の者との

5 \ 8 外の者がその額を納付しなければならない。

(略)

(特許法の準用)

第六十八条

(略)

服審判」と読み替えるものとする。 九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若 第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び 不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不 意匠登録に関する手続に準用する。 この場合において、 しくは補正却下決定不服審判」と、 に第百九十四条(手続)の規定は、 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、 同法第十四条中「 意匠登録出願、 請求その他 拒絶査定 同法第

3 7 (略)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一 の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。 第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百五十 条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若 しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法 条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ 宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽

> 6 | 9 | ک ار 国等以外の者がその額を納付しなければならない。 (略)

(特許法の準用)

第六十八条 (略)

2 第 九条中「第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条 意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、 四十七条第一項」と読み替えるものとする。 に第百九十四条 (手続)の規定は、 第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び 一十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、 項若しくは第四十七条第一項」と、 意匠登録出願、請求その他 同法第十四条中「 同法第 第百

3 7 (略)

(過料)

第七十五条 り宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽 第百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第百五十 条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若 しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法 条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ)陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一